

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）</p> <p>第2条 県職員給与条例第17条第1項後段及び学校職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者となった者 ア～オ 略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤の者（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（第12条において「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第1項又は<u>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）</u>第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他人事委員会の定める者を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支</p>	<p>（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）</p> <p>第2条 県職員給与条例第17条第1項後段及び学校職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者となった者 ア～オ 略 <u>カ 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）の適用を受ける職員で、同条例第2条第7項又は第3条第5項の規定により期末手当が支給されるもの</u></p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤の者（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（第12条において「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第1項又は<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）</u>第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他人事委員会の定める者を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給につ</p>

改正前	改正後
<p>給について、県職員給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を次に掲げる者としての在職期間に通算することを認められない者を除く。)となった者</p> <p>ア～オ 略</p> <p>第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、教育庁の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、調整監、さがデザイン総括監、スポーツ総括監、企業立地総括監及び出納局長、首都圏事務所長、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、教育庁の副教育長及び教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官(行政職給料表の適用を受ける職員に限る。)及び警察学校長の職にある職員(休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。)とする。</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>6月に支給する場合には100分の185</u> (県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(以下この号及び次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の225</u>)、12月に支給する場合には100分の195(特定幹部職員にあっては、100分の235)</p> <p>(2) 略</p>	<p>いて、県職員給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を次に掲げる者としての在職期間に通算することを認められない者を除く。)となった者</p> <p>ア～オ 略</p> <p>第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、教育庁の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、<u>政策調整監(佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)第22条第2項に規定する職に限る。)</u>、調整監、さがデザイン総括監、<u>税政総括監</u>、スポーツ総括監、企業立地総括監及び出納局長、首都圏事務所長、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、教育庁の副教育長及び教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官(行政職給料表の適用を受ける職に限る。)及び警察学校長の職にある職員(休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。)とする。</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の190</u> (県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の230</u>)</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。